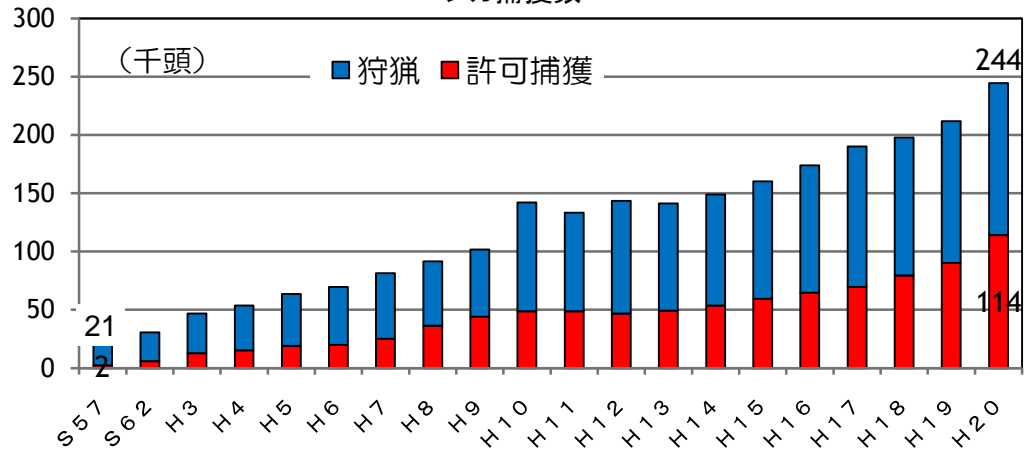


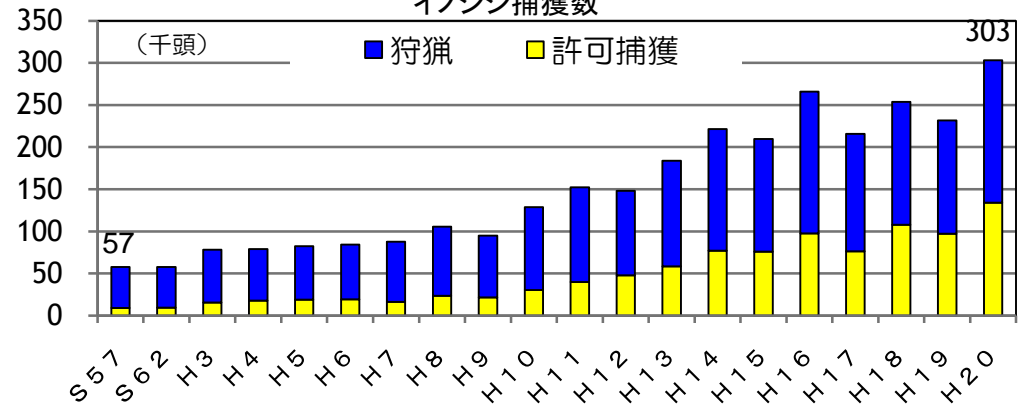
野生鳥獣の概況と保護管理に関する主な課題・論点のまとめ

■ 野生鳥獣の概況(1)

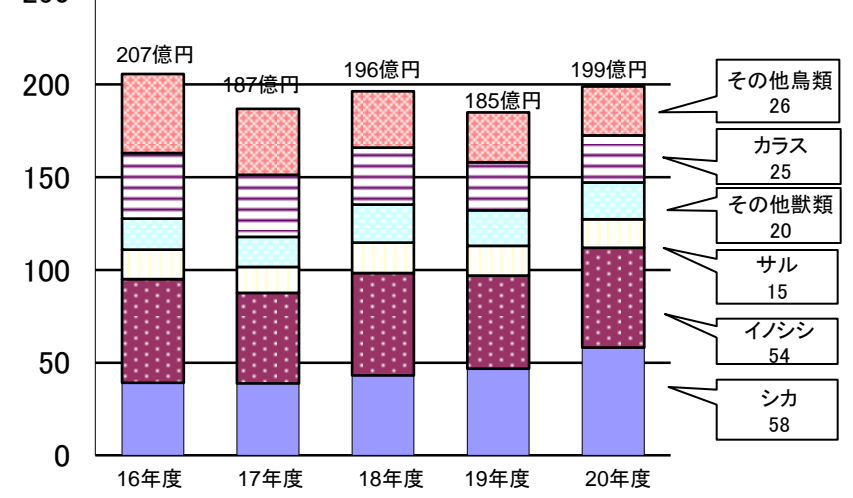
シカ捕獲数



イノシシ捕獲数

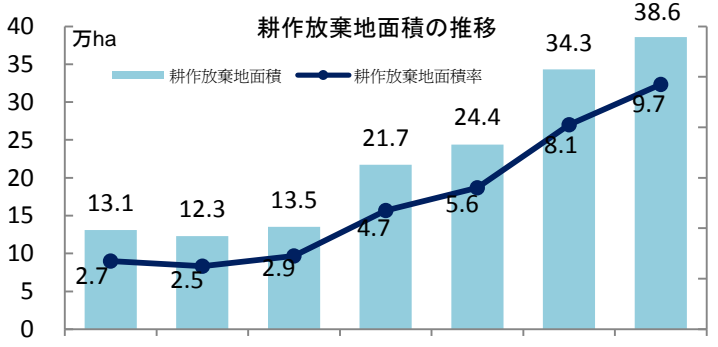


野生鳥獣による農作物被害金額の推移



注1: 都道府県からの報告による。
注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

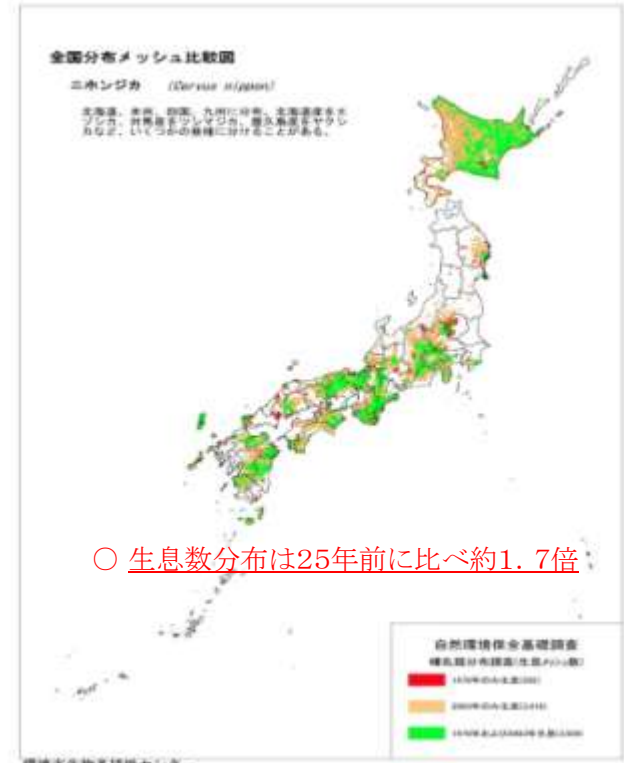
■ 手入れが不足する里地里山



国土交通省・総務省の「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(2007年8月)によると、

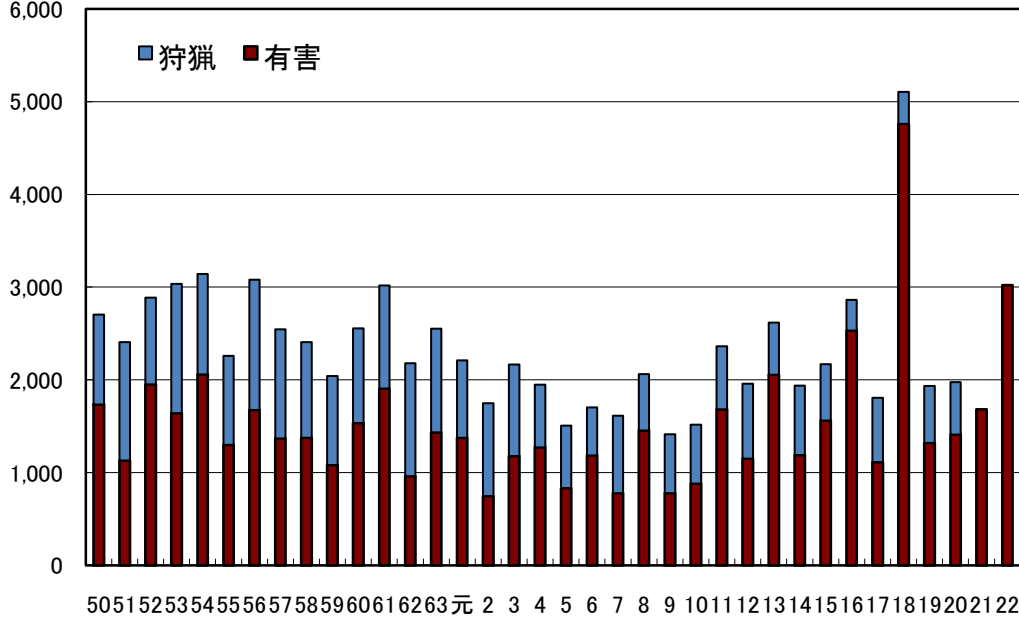
- 65才以上の高齢者が50%を超える集落の数は7,878(全国集落数の12%)
- このうち全住民が65才以上という集落は431
- いずれ消滅と思われる集落は2,220

←農林水産省「農林業センサス」

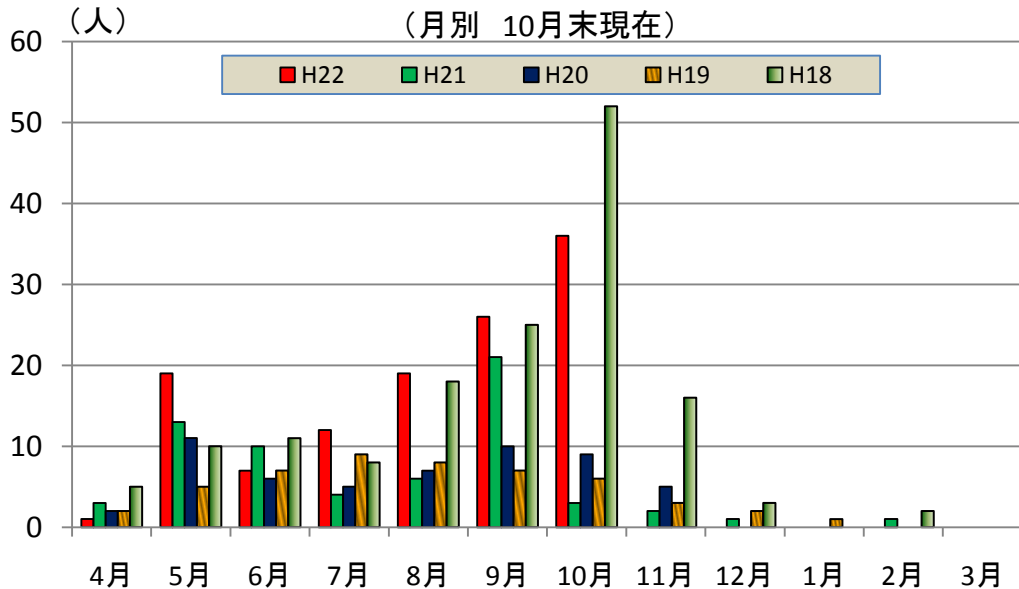


■ 野生鳥獣の概況(2)

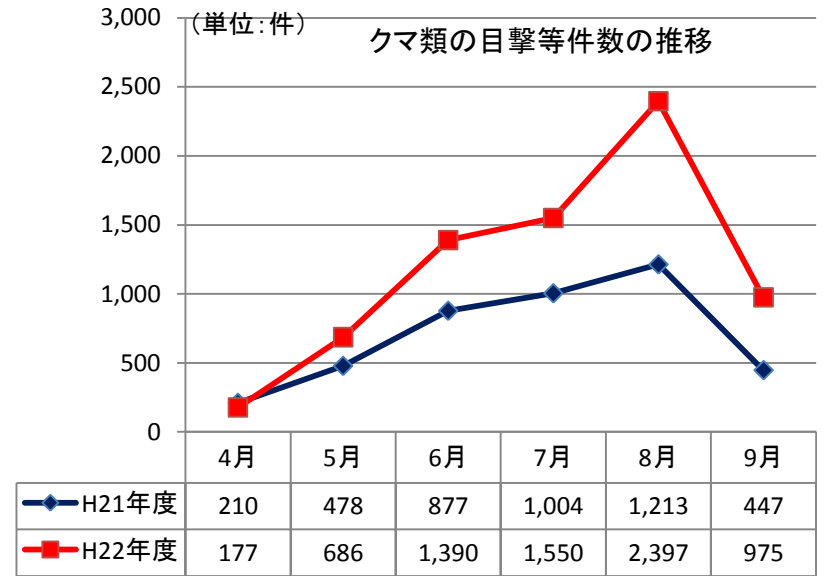
捕獲数(頭) クマ類の捕獲数の推移



クマによる人身被害者数の推移(速報) (月別 10月末現在)



クマ類の目撃等件数の推移



全国分布メッシュ比較図

ヒグマ (*Ursus arctos*)

北海道に分布。

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

本州、四国に分布。九州では絶滅した可能性が高い。



○ 生息数分布は25年前に比べ約1.2倍

鳥獣の保護管理に関する主な課題・論点(1)

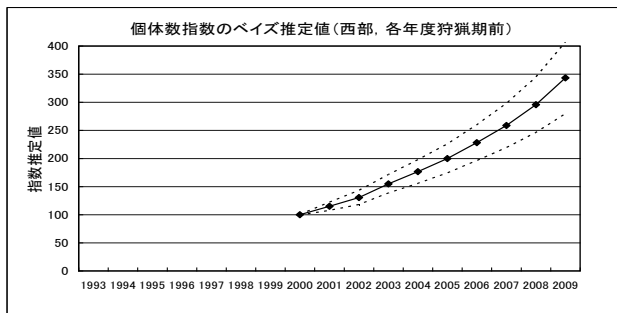
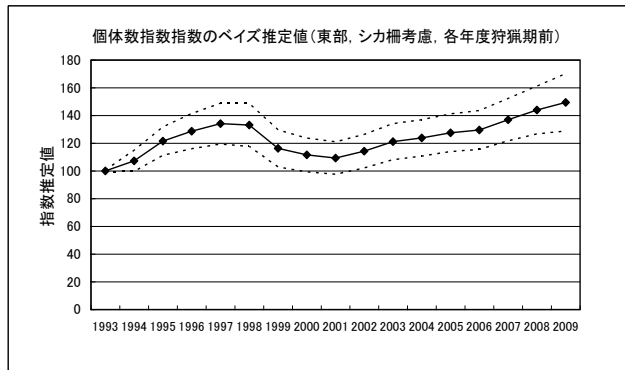
■ 特定計画に関する現状と課題

□ 個体数増加及び被害の深刻化(特にシカ)

【個体数の増加】

全国的なシカの個体数の増加は著しく、個体数管理が追いついていない地域が多い。

北海道(エゾシカ)の個体数指数の推移



【垂直・水平方向への分布拡大】

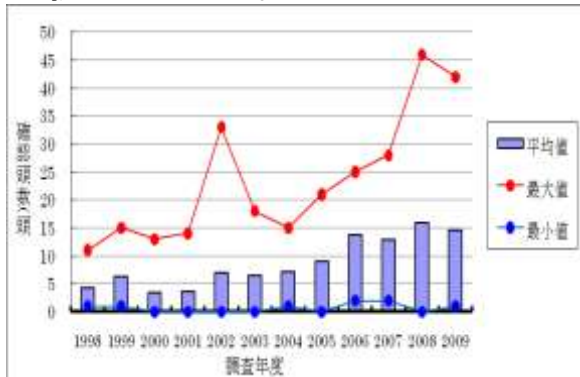
＜水平方向＞

2004年発表の自然環境保全基礎調査では、全国生息区画率は24%から42%に増加。

青森県ではニホンジカは本来生息していなかったが、近年、数頭の日撃情報がある。北海道についても西部地域への分布拡大が見られる。

＜垂直方向＞

自然公園等の高標高域においても分布が拡大している。



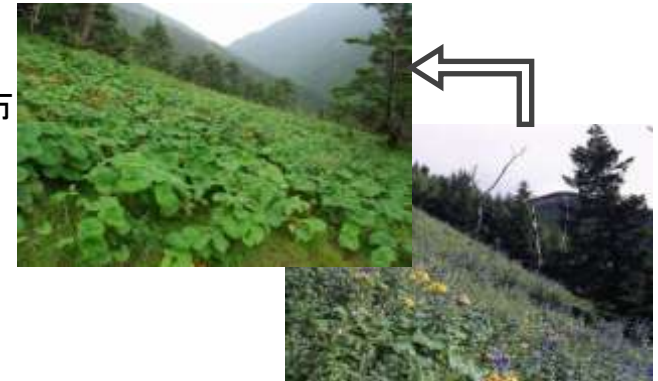
【被害の深刻化】

＜農林業被害＞

・ シカによる被害は58億円、野生鳥獣全般による被害は199億円(H20)

＜生態系等への被害＞

- ・ 食害による希少植物の被害
- ・ 土砂崩壊の誘因



南アルプスの高山植物被害

＜生活環境被害＞

- ・ 交通事故による通行止め
- ・ アーバンディアによる被害

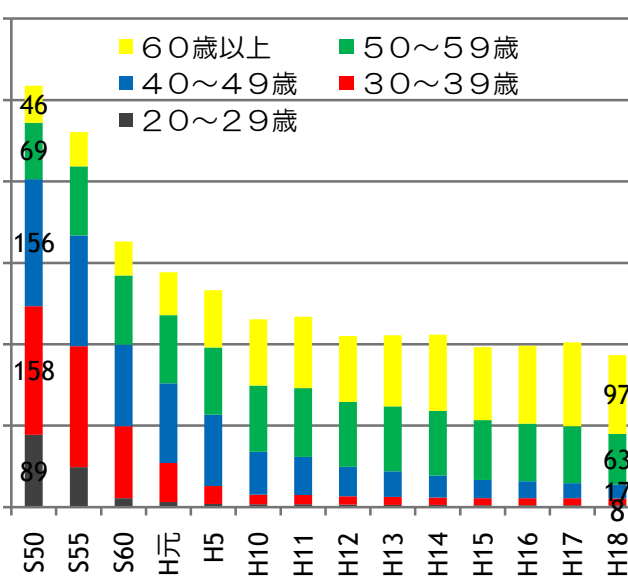
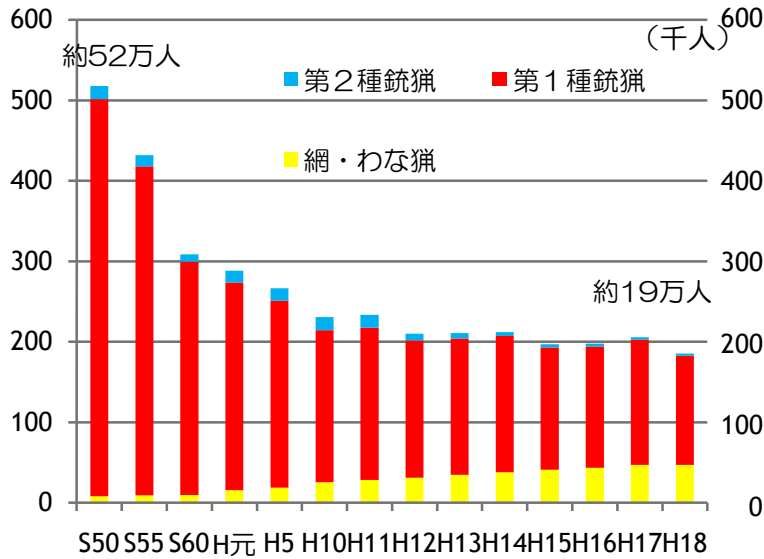


こうした状況への対応が必要であるが、①個体数管理の担い手の減少等に対応した管理体制の構築、手法の確立が必要、②広域的な取組が進んでいない(広域指針の作成数は、カワウ2、クマ1のみ、シカについては作成されていない)といった課題がある。

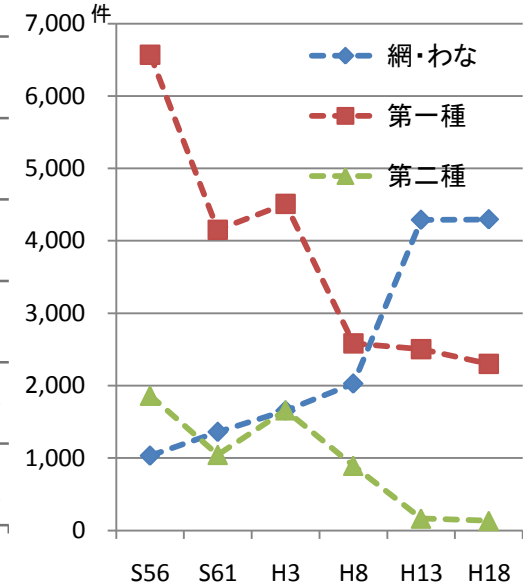
鳥獣の保護管理に関する主な課題・論点(2)

■ 捕獲の担い手の不足(狩猟者の減少)

□ 狩猟者数の推移



□ 新規免許公布件数



➡ こうした状況への対応が必要であるが、**①狩猟に対する社会的な認知度が低い**、**②猟銃所持の手続きを敬遠する傾向にある**といった課題がある。また、中山間地域(里地里山)において、過疎化、高齢化や耕作放棄地の増加を背景に、人の圧力が低下しているという課題がある。

■ 管理の体制確立や手法の開発の強化

最近では、狩猟者の活用はもとより、新たな管理体制・手法の検討も始まっている。

- (例)
- ・ 地方自治体職員による捕獲促進
 - ・ 効率的な捕獲手法(シャープシューティング的手法、ワナの効率的な見回り手法等)の試行や実証

➡ 過去、主として狩猟者が有害鳥獣捕獲、個体数調整の中心的役割を担ってきたが、将来的に**①人材の確保が困難**、**②効率的な捕獲手法には制約がある**といった課題がある。

鳥獣の保護管理に関する主な課題・論点(3)

■ 人と鳥獣の付き合い方に関する現状と課題

□ 鳥獣の感染症

(鳥インフルエンザ)

- 平成20年4月 高病原性鳥インフルエンザの野鳥(オオハクチョウ)における発生
- 平成22年10月 カモの糞便からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出

※ 鳥インフルエンザについては、平成20年9月に「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を作成し、サーベイランス体制を整備

(口蹄疫)

- 口蹄疫の発生により、野生のシカ、イノシシ等への感染や、野鳥等野生動物による伝播が課題とされた。

□ 鳥獣への餌付け

(渡り鳥等への給餌)

- 全国の池、湖沼等において渡り鳥等への給餌が行われているのは196ヶ所(31道府県)である(平成20年現在)
- 糞便への接触がある場所は6割、個体そのものに接触している又は可能性がある場所は3割

(鳥獣への非意図的餌付け)

- 生ゴミや廃果実等により、非意図的な餌付けを行い、鳥獣被害を誘発している事例も多い。

□ 愛玩飼養のあり方

- 現在、愛玩飼養のための捕獲が許可されるのはメジロのみ。
- 愛玩飼養のための捕獲が認められていることが、野鳥の密猟を誘発しているという意見がある。また、都道府県の一部は、愛玩飼養目的での許可をしていない。
- 一方で、メジロの分布は安定的又は拡大傾向。

○愛がん飼養の捕獲数及び飼養状況 (単位:羽)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
捕獲数	1,035	1,070	799	890	1,009	1,277
飼養登録数	6,751	5,977	5,922	4,642	5,533	6,013

※ただし、H20年度は暫定値。



人と鳥獣の付き合い方についてコンセンサスが不十分という課題がある。とりわけ、感染症については、鳥インフルエンザのみならず、野生鳥獣の感染症の総合的な対策を強化すべきという課題がある。